

## 茨木市「同和問題解決（部落解放）・人権政策」確立推進本部設置要綱

### （設置）

第1 法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、同和問題をはじめとする人権問題の速やかな解決を図り、差別のない明るい社会の実現に向けて、「同和問題解決（部落解放）・人権政策」の確立を推進するため、茨木市「同和問題解決（部落解放）・人権政策」確立推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### （組織）

第2 本部は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、市民文化担当副市長の職にある者をもって充てる。

4 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### （所掌事務）

第3 本部は、次に掲げる事項を取り扱う。

(1) 「同和問題解決（部落解放）・人権政策」の確立推進に係る啓発に関すること。

(2) 政府等への要請に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

### （会議）

第4 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### （庶務）

第5 本部の庶務は、市民文化部において処理する。

### （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### （実施期日）

1 この要綱は、平成17年3月1日から実施する。

（茨木市「部落解放基本法」制定推進本部設置要綱の廃止）

2 茨木市「部落解放基本法」制定推進本部設置要綱（昭和60年6月21日実施）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

## 別表

|        |      |        |        |      |        |         |        |        |      |       |     |      |             |         |
|--------|------|--------|--------|------|--------|---------|--------|--------|------|-------|-----|------|-------------|---------|
| 議会事務局長 | 総務部長 | 企画財政部長 | 市民文化部長 | 福祉部長 | 健康医療部長 | こども育成部長 | 産業環境部長 | 都市整備部長 | 建設部長 | 会計管理者 | 消防長 | 水道部長 | 教育委員会教育総務部長 | 同学校教育部長 |
|--------|------|--------|--------|------|--------|---------|--------|--------|------|-------|-----|------|-------------|---------|